

高知県立春野総合運動公園野球場グラウンドフェンス広告物募集要項

野球場のグラウンドフェンスに広告物を表示していただける広告主を以下のとおり募集します。

1 野球場の概要

所在地 高知市春野町芳原2485

利用時間 午前8時30分～午後5時

休場日 12月29日～1月3日

利用者数 21,637人（公園全体452,603人）（令和7年度実績）

主な利用状況 西武ライオンズ(B班)キャンプ、中日ドラゴンズキャンプ、プロ野球オープン戦、全国高等学校野球選手権 高知大会 等

2 料金（広告出展料）の用途

いただいた料金（広告出展料）は、野球の振興を目的とし、以下のことに使用します。

- （1）春野総合運動公園での、元プロ野球選手等による小学生を対象とした野球イベントの実施（令和7年度実績 藤川球児氏による野球教室開催）
- （2）小学生、中学生、高校生を対象とした野球大会に係る春野総合運動公園野球場の施設利用料の減免措置（令和7年度実績 全国高等学校野球選手権 高知大会等）
- （3）春野総合運動公園の野球関係施設及び設備の修繕（令和7年度実績 選手通路ドア取替、トイレドア補修等）

3 募集の内容等

- （1）広告物の表示を募集する場所

外野グラウンドフェンス 左外ー4の1区画です。

※ 別記 グラウンドフェンス広告表示区画図参照。1区画から募集します。

- （2）広告物を表示できる期間

令和8年8月4日（火）以降の許可日から1年間（更新可能です。）

- （3）料金（広告出展料）

1区画につき年額 左外ー4 180,180円（税込）

- （4）条件

ア 寸法・規格

縦2メートル、横10メートルとし、各区画の間は1メートル以上空ける。

イ 広告物の内容

商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等とします。

※詳細については、高知県立都市公園広告物取扱要綱第3条、高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準第3をご確認ください。

ウ 表示及び原状回復の方法

広告物は、本公園の指定管理者が別途指定する日程により、指定色を使用して広告主の負担でグラウンドフェンスに直接描くものとします（カッティングシートは不可）。

また、塗料については、フェンス自体に伸縮性があるため、伸縮追随性の高い塗料を使用してください。

使用する塗料（伸縮追随性・指定色）については、使用前に指定管理者の確認を受けてください。

○指定色

フェンスの色：青色（日本塗料工業会 75－30P）、半艶

広告文字等の色：白色（日本塗料工業会 N－90）、半艶

エ その他

（ア） 高知県立都市公園条例（平成17年条例第7号）、高知県立都市公園条例施行規則（平成17年規則第57号）、高知県立都市公園広告物取扱要綱及び高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準等に従ってください。

（イ） 広告物の表示、補修及び広告物の表示を終了する場合の原状回復は、広告主が責任をもって行い、これに必要な一切の費用は、広告主の負担とします。

なお、経年劣化等に伴い広告物に変状が生じた際には、指定管理者から広告主に補修を依頼することがあります。

（ウ） 広告物の表示、補修及び原状回復等について疑義が生じた場合は、広告主が指定管理者と協議して決定することとします。

（エ） 広告物の内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、公園上下水道課が推奨等をするものではありません。

4 応募手続

（1）募集要項等の確認

募集要項等は公園上下水道課ホームページから入手できます。

（ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/> ）

（2）応募書類の提出（Email若しくは郵送による）

次の書類を高知県庁公園上下水道課に提出してください。

ア 都市公園内行為許可申請書（応募様式1）

イ 誓約書（応募様式2）

ウ 予定される広告物の内容を明らかにする資料（広告イメージ図等）

エ 事業者の代表者及び事業概要を確認できる書類

オ 納税証明書（下記の①及び②の両方が必要です。）

ただし、高知県の競争入札参加資格者登録名簿に登録されていることなどにより、税の滞納がないことが確認できる書類がある場合は、納税証明書の提出は必要ありません。

- ① 高知県税のすべての税目について、滞納のない旨の証明書（高知県指定様式）
- ・ 県税事務所において発行します。
 - ・ 県税の納税証明書交付請求書は高知県庁のホームページの「納税証明書の発行について」のページからダウンロードできます。
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110501/2015061000119.html>)
 - ・ 県税の納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。
 - ・ 納税証明書の交付には手数料が必要となります。
- ② 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（納税証明書「その3の3」）
- ・ 本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行しています。
 - ・ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)
 - ・ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

（提出先）

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎6階
高知県土木部公園上下水道課 公園緑地担当
電話番号 088-823-9853 Email:171801@pref.kochi.lg.jp

- （3）応募資格の確認
- ・ 公園上下水道課において、高知県立都市公園広告物取扱要綱等に定められた広告掲載資格のとおりか、4（2）の提出書類が全て提出されているか確認します。
 - ・ 確認後、公園上下水道課から指定管理者に書類を送付します。
- （4）高知県立都市公園条例第4条における許可手続
- ・ 指定管理者が広告イメージ図等を確認し、許可書及び口座振込用紙を応募者に送付します。
- （5）料金（広告出展料）の納付
- ・ 応募者が広告出展料を金融機関にて納付します。
- （6）広告表示工事の実施日時の調整
- ・ 応募者が指定管理者に連絡し、広告表示工事、現地確認の日程調整を行います。
- （7）広告主による広告表示工事の実施
- ・ 工事中の安全対策等について、指定管理者の指示に従ってください。
- （8）広告表示後
- （ア）更新する場合
- ・ 応募者が都市公園内行為許可申請書（応募様式1）及び納税証明書を指定管理者に提出します。
 - ・ 指定管理者が許可書及び口座振込用紙を申請者に送付し、応募者が広告出展料を納

付します。

(イ) 広告内容を変更する場合

- ・応募者が指定管理者に変更後の広告のイメージ図を提出し、問題がなければ、広告変更工事の日時を調整します。

(ウ) 終了する場合

- ・応募者は、許可期間終了1ヶ月前までに指定管理者に廃止届を提出してください。
- ・原状回復工事の日時を指定管理者と調整し、許可期間終了日までに工事を実施してください。

(指定管理者)

〒781-0311 高知市春野町芳原 2485 春野総合運動公園管理事務所
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
電話番号 088-841-3105 Email: info@ksc-net.or.jp

5 応募資格

広告主が次のいずれかに該当するときは、広告物を表示することができません。

- (1) 県内に事業所等を有していないもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 暴力団に関係があるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (5) 貸金業法の規定する貸金業に該当するもの
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (7) たばこに関するもの
- (8) 広告の掲出等を開始する日において、行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 広告の掲出等を開始する日において、違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (10) 広告の掲出等を開始する日以前6月以内に、県の指名停止措置を受けた事業者又は資格停止措置を受けているもの
- (11) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (12) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜しているもの
- (13) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- (14) その他、都市公園の性質等から広告物を表示する者として不適当なもの

6 応募の無効に関する事項

広告主が次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。なお、無効となった場合の書類の返却はいたしません。

- (1) 応募する資格のない者が応募したとき

- (2) 必要な書類を提出しないとき
- (3) 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- (4) その他、応募に関する条件及び指定管理者が指示した事項に違反したとき

7 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、高知県立都市公園広告物取扱要綱、高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準を熟読のうえ、応募してください。
- (2) 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担となります。
- (4) 提出された書類等は返却しません。

8 問合せ先

(募集要項や手続きに関すること)

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県土木部公園上下水道課 公園緑地担当

- ・電 話 088-823-9853 (直通)
- ・FAX 088-823-9036
- ・E-mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp
- ・受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (随時)

(広告の表示内容や料金 (広告出展料) の支払、広告表示工事に関すること)

〒781-0311 高知市春野町芳原2485 春野総合運動公園管理事務所

公益財団法人高知県スポーツ振興財団

- ・電 話 088-841-3105
- ・FAX 088-841-3107
- ・E-mail info@ksc-net.or.jp
- ・受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (随時)

応募様式 1

年 月 日

公益財団法人高知県スポーツ振興財団 理事長 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

都市公園内行為許可申請書

高知県立都市公園条例第 4 条第 1 項の規定により都市公園内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

都 市 公 園 名	春野総合運動公園
行 為 の 目 的	野球場グラウンドフェンス広告物の表示
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
行為を行う公園施設、 場 所 及 び 面 積	外野・面積 20 平方メートル
行 為 の 内 容	別添 広告物イメージ図のとおり
都市公園の復旧の方法	原状回復
備 考	

この応募様式 1 の他に、次の書類を添えて提出してください。ただし、広告の掲載を更新する場合は①から③の書類は不要です。

- ① 誓約書（応募様式 2）
- ② 予定される広告物の内容を明らかにする資料（広告イメージ図等）
- ③ 事業者の代表者や事業概要を確認できる書類
- ④ 納税証明書（税の滞納がないことが確認できる書類がある場合は不要）

応募様式2

誓 約 書

私は、高知県立都市公園広告物取扱要綱第2条のすべての事項に該当して
いないことを誓約します。

年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名

印